

2/10 火

## 4日間で退院 県内でも

新型コロナウイルスの軽症患者の入院期間を4日間に短縮可能とする厚生労働省の方針を受け、福井県は9日、方針に沿った退院基準を県内でも運用する考えを示した。重症化リスクに応じて医師が退院

可能と判断した場合、5日目から自宅や宿泊療養施設などの健康観察に移行する。

軽症・無症状が多いオミクロン株の特性を踏まえた措置で、厚労省が8日に退院基準の新たな回復と

県健康福祉部の宮下裕文副部長は9日の記者会見で「病床使用率を低く抑えながら、入院が必要な人を受け入れる体制につなげられる」と評価。基礎疾患がある人や高齢者がコロナ病床から一般病床や入所施設に移るケースも想定されるため、入院期間4日を前提に関係機関との調整を進めること。

退院して自宅や宿泊療養施設に移った場合も、発症日から10日間経過するまで

は外出せずに健康観察を続ける必要がある。自宅では、県の陽性者・接触者サポートセンターや各保健所が電話で体調などを確認する。

(取材班)